

令和5年度春日井市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領」（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和5年4月10日こ支家第14号こども家庭庁支援局長通知）別紙）に基づき、食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から支給する、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「給付金」という。）の支給事業について、必要な事項を定める。

（支給要件）

第2条 市は、次条第2項から第5項までに規定する対象児童（給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であって、次に掲げるもの（以下「支給対象者」という。）に対し、給付金を支給する。

- (1) 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領」（「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和4年5月24日付け子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙）に基づいて市が支給した給付金（以下「令和4年度給付金」という。）の支給対象者である者（以下、「令和4年度給付金支給対象者」という。）
- (2) 第6条の規定による申請をした日において、市内に居住し、対象児童を養育する令和4年度給付金支給対象者以外の者であって、食費等の物価高騰の影響を受けて、令和5年1月以降の家計が急変し、地方税法（昭和25年法律

第226号) の規定により、市町村民税均等割(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)が課されていないもの又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者と同様の事情にあると認められるもの(当該者の1年間の収入見込額(令和5年1月から令和6年2月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。)又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。)が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。)(以下「家計急変者」という。)

(3) 地方税法の規定により、令和5年度分の市町村民税均等割が課されていないもの又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除されたものであって、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者のいずれかに該当するもの(以下「児童手当等受給・非課税者」という。)

ア 児童手当受給者 令和5年4月から令和6年3月までのいずれかの月の分の児童手当(児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当(同法附則第2条第1号に規定する特例給付を含む。)をいう。以下同じ。)の受給資格の認定(他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。)又は児童手当法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者

イ 特別児童扶養手当受給者 令和5年4月から令和6年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当をいう。以下同じ。)の受給資格の認定(他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。)又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者

ウ 高校生等を養育する者 ア及びイのいずれかに該当する者以外の者のう

ち、平成17年4月2日から平成20年4月1までの間に出生した児童を養育する者であって、令和5年3月31において日本国内に住所を有するものの又は同年4月1日以後に当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者

エ 児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）で定める額以上の収入がある養育者 ア及びイのいずれかに該当する者以外の者のうち、児童手当法施行令第7条に規定する額以上の収入があり、平成20年4月2日以降に出生した児童を養育する者であって、令和5年3月31において日本国内に住所を有する者又は同年4月1日以後に当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者

2 前項の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、既に給付金が支給されている場合を除き、当該支給対象者が養育する児童その他当該児童に係る給付金の支給を受ける者として適当と認められる者に対し、給付金を支給する。

- (1) 令和4年度給付金支給対象者のうち、支給対象者の区分が児童手当等受給・非課税者であって、令和4年4月1日以後に死亡したもの
- (2) 令和4年度給付金支給対象者のうち、支給対象者の区分が新規児童手当等受給・非課税者であって、支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡したもの
- (3) 家計急変者又は児童手当等受給・非課税者のうち、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡したもの

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者には、施設入所等児童に係る給付金を支給しない。

- (1) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
- (2) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等の設置者
- (3) 法人

(給付金の支給額等)

第3条 給付金の支給額は、支給対象者が養育する対象児童1人につき、5万円とする。

2 給付金の対象児童は、平成17年4月2日（令和4年度給付金の支給額の算定の基礎となっている者にあっては、平成16年4月2日、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3で定める程度の障がいの状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者にあっては平成15年4月2日（施行令別表第3で定める程度の障がいの状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者にあっては、平成14年4月2日）から令和6年2月29日までの間に出生した児童（日本国内に住所を有するもの又は児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条で定める理由により日本国内に住所を有しないものに限る。）とする。

3 既に支給の決定がされている令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「ひとり親世帯給付金」という。）又は給付金の算定の基礎とされた児童は、対象児童から除かれるものとする。

4 第2項に該当する児童が、異なる家計急変者に養育されている場合、当該児童は、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当（同法附則第2条第1号に規定する特例給付を含む。）の受給者に係る対象児童とし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の受給者に係る対象児童から除かれるものとする。

5 第2項に該当する児童が、異なる児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、児童手当受給者に係る対象児童とし、特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。

(申請不要の支給の方式)

第4条 市長は、令和4年度給付金支給対象者（給付金受給拒否の届出があった

者を含む。) 及び児童手当等受給・非課税者であって、支給対象者の支給口座が確認できる者に対し、給付金の支給の申込みを行う。

2 前項の申込みを受けた者が支給を希望しないときは、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）受給拒否の届出書（第1号様式）により、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、第1項の支給の申込み後、前項の届出があったときを除き、速やかに支給を決定し、次の各号のいずれかに掲げる方式により給付金を支給する。ただし、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 給付金等支給口座振込方式 令和4年度給付金又は児童手当若しくは特別児童扶養手当の振込時に指定していた支給口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 支給決定までに、支給対象者が低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給口座登録等の届出書（第2号様式。以下「支給口座登録等の届出書」という。）を市に提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 口座への振込みによる支給が困難である場合に、支給対象者が市に支給口座登録等の届出書を提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

（申請による支給に係る申請受付開始日及び申請期限）

第5条 申請による給付金の支給に係る市の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年2月29日までとする。ただし、令和6年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者等への支給の申請については、令和6年3月15日までとする。

(申請による支給の方式)

第6条 家計急変者及び児童手当等受給・非課税者のうち第4条第1項に該当しないものは、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）申請書（請求書）（第3号様式。以下「給付金申請書」という。）により申請を行うものとする。

2 前項の規定による申請及びこれに基づく支給は、次の各号のいずれかに掲げる方式により行う。ただし、第2号に掲げる方式は、申請を行う者（以下「申請者」という。）が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 口座振込方式 申請者が給付金申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口交付方式 申請者が給付金申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本並びに簡易な収入見込額の申立書（第4号様式）及び給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示されること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第7条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適當と認める者とする。

(申請者に対する支給の決定)

第8条 市長は、第6条第1項の規定により給付金申請書が提出されたときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請者に通知するとともに、第

6条第2項各号に掲げる方式により給付金を支給する。

(給付金の支給等に関する周知)

第9条 市長は、給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び支給対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条第2項の申請期限までに第6条第1項の申請が行われなかった場合、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当又は特別児童扶養手当の振込時における指定口座（支給決定までに指定口座の変更を届け出ている場合にあっては、当該届出をした指定口座）に給付金の支給として振込を行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込が口座解約・変更等の事由により令和6年3月29日までに完了できない場合は、本件契約は、解除されるものとする。

3 市長が第8条の規定による支給決定を行った後、給付金申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、給付金申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により令和6年3月29日までに支給が完了できない場合は、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなつた者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行つた給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行し、令和6年3月29日限り、その効力を失う。
- 2 この要綱の廃止前に支給した給付金については、第11条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

第1号様式（第4条関係）

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 受給拒否の届出書

(宛先) 春日井市長

- 1 私は、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
- 2 本届出により、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年　　月　　日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先

()

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、
年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

第2号様式（第4条関係）

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 支給口座登録等の届出書

(宛先) 春日井市長

1 届出者

記入日 年 月 日

(フ リ ガ ナ) 氏 名	性別	生年月日	現住所
		年 月 日	電話 ()

※下欄の事項に誓約及び同意の上、届出します。

2 新規振込先指定口座(児童手当、特別児童扶養手当を受給しているご本人名義の口座に限ります。)

- ア 指定の金融機関口座（原則、1 の届出者の口座とします。）への振込みを希望
※振込先金融機関口座確認書類添付してください（下欄を確認してください）。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (五箇条でお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
1 銀行 5 農協 2 金庫 6 漁協 3 信組 7 信漁連 4 信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	支店コード	※「1 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

- イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつくれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。

【誓約・同意事項】

市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月18日までに、市が届出者に連絡・確認できない場合に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）が支給されないことに同意します。

提出書類

- 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給口座登録等の届出書』（本書）
※必要事項をご記入ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』
(※「2 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。)
※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。
- 『届出者本人確認書類の写し（コピー）』
※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。

振込先金融機関口座確認書類添付箇所

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる
通帳やキャッシュカードの写し

(2 新規振込先指定口座にアを選択した場合は提出してください。)

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、
年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

第3号様式（第6条関係）

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 申請書（請求書）

（宛先）春日井市長

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1 申請・請求者、配偶者等

		記入日	年	月	日	
(フリガナ) 氏名		性別	生年月日	現住所		
		男 ・ 女	年 月 日	電話 ()		
令和5年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合)		令和5年3月31日時点の住所 (現住所と異なる場合)			申請者の個人番号 (マイナンバー・12桁)	
配偶者等氏名		同居・別居 の別	別居の場合は住所を記載			配偶者等の個人番号 (マイナンバー・12桁)
		同居・別居				

(注1)配偶者等の欄は、2人以上で児童を養育している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人、父母指定者等をいいます。

(注2)配偶者等が複数人いる場合は、上記以外の配偶者等の氏名、同居・別居の別、別居の場合は住所、マイナンバーを別紙で提出してください。

2 支給要件

次の(1)および(2)のそれぞれについて該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を記入してください。

(1)養育要件

<input type="checkbox"/>	① 児童手当対象児童を養育【公務員以外】
<input type="checkbox"/>	① " 【公務員】
<input type="checkbox"/>	② 特別児童扶養手当対象児童を養育
<input type="checkbox"/>	③ 中学校修了後(15歳年度末)～18歳年度末までの児童を養育

(2)所得要件

<input type="checkbox"/>	① 令和5年度分の市町村民税均等割が非課税
<input type="checkbox"/>	② ①以外の家計急変(※)

(※)家計急変とは、1年間の収入見込額(令和5年1月から令和6年2月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。)又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。)が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である場合をいいます。

3 給付金申請児童等

今回、給付金を申請する児童について、申請時点の状況を表Aに記入してください。

また、既に令和5年度中に本給付金(「ひとり親世帯分」または「ひとり親世帯以外分」)を受給したことがある場合は、表Bにその対象となった児童の氏名を記入してください。

表A 今回、給付金の支給を申請する児童について記入してください。

	(フリガナ) 氏名	関係性	性別	生年月日	同居・別居の別	住所 (別居の場合)	監護の有無	生計関係	児童対象児童(申請中含む)	特児扶対象児童(申請中含む)	R4.3.31時点以外の状況 (上記①②③に該当)を記載
1				年 月 日	同居 ・ 別居		有 ・ 無	同一 ・ 維持			
2				年 月 日	同居 ・ 別居		有 ・ 無	同一 ・ 維持			
3				年 月 日	同居 ・ 別居		有 ・ 無	同一 ・ 維持			
4				年 月 日	同居 ・ 別居		有 ・ 無	同一 ・ 維持			

※「関係性」の欄は、申請者と児童の関係性について次の記号を記入してください。また、必要な書類を提出してください。

①父母 →別居する児童を監護している場合は、別居する児童が属する世帯の世帯主の氏名、児童からみた世帯主の続柄が分かる資料(児童の世帯の住民票など)

②未成年後見人 → 未成年後見人である旨の申立書、対象児童の戸籍抄本等、対象児童の実親の状況(氏名、存否、住所)が分かる資料(様式自由)

③その他養育者 → 対象児童の実親の状況(氏名、存否、住所)が分かる資料(様式自由)

④里親 → 対象児童が委託されていることを明らかにできる書類

※「生計関係」の欄は、次によって記入してください。

1)「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人または父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしている場合に○で囲んでください。

2)「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持している場合に○で囲んでください。

※「児童対象児童(申請中)」、「特児扶対象児童(申請中)」欄は、対象児童が児童手当、特児扶の支給対象者である(申請中)場合に○を記入してください。

(裏面も必ずご確認ください。)

**表B 重複支給の確認等のため、既に給付金を受給している場合は、給付金の対象となった児童の氏名を記入してください。
(以下の児童については、今回の給付金の支給対象とはなりません)**

	氏 名	氏 名	氏 名
1	2	3	

4 申請額・請求額

対象児童数 (表Aの人数)	人	申請額・請求額	円
------------------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「3 給付金申請児童等」の表Aに記入した今回支給申請をする人数になります。

※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合 : 50,000円 × 3人 = 150,000円

5 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

ア 世帯主(申請者)名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)

※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要です。

イ 指定の金融機関口座(原則、1の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
1銀行 5農協 2金庫 6漁協 3信組 7信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード 4信連	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

ウ 窓口での現金支給を希望

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方が対象となります。本人確認資料を添付してください。

(公務員の方のみ) ※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

公務員児童手当受給状況証明欄

証明欄 附番

表面の申請・請求者は、表面(3 表A)

人の対象児童に係る

であることについて証明します。

年 月 日

証明者

証明事務担当
担当課(室)・担当係
電話番号

公金受取口座 未登録の方	マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。 登録は給付金の支給要件ではありません。 (公金受取口座制度とは) 国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。	「公金受取口座」の概要及び登録はこちら
-----------------	---	-----------------------------

【誓約・同意事項】

- (1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)(以下「ひとり親世帯以外給付金」という。)の支給要件に該当します。
- (2) ひとり親世帯以外給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、市において支給決定をした後は、ひとり親世帯以外給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月18日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、ひとり親世帯以外給付金が支給されないことに同意します。
- (6) ひとり親世帯以外給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合やひとり親世帯以外給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、ひとり親世帯以外給付金を返還します。
- (7) 既に他の自治体でひとり親世帯以外給付金を受給していた場合には、ひとり親世帯以外給付金を返還します。
- (8) 同一児童についてひとり親世帯以外給付金または低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を受給済みではありません。受給していた場合には、ひとり親世帯以外給付金を返還します。

簡易な収入見込額の申立書 【家計急変者】

ひとり親世帯以外の
低所得の子育て世帯分

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）申請書」と一緒にご提出ください。
○次の【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

① 下記にチェック（☑）してください。

食費等の物価高騰の影響により、家計が急変しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。

※申請者（③-1、③-2で収入が高い方）が食費等の物価高騰の影響で、家計が急変した場合にチェックしてください。

②-1 申請者の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和 ____ 年 ____ 月	注意事項					
収入	給与収入 【A】	円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。			
	事業収入又は不動産収入 【B】	円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。			
	年金収入 【C】	円	※公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。			
	収入合計額 【A + B + C】	円	※【A】～【C】の収入額の合計額をご記入ください。			

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。

※上記以外の収入については記入不要です。

↓ × 12

③-1 申請者の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（申請者）	円
--------------	---

②-2 配偶者等の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和 ____ 年 ____ 月	注意事項					
収入	給与収入 【A】	円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。			
	事業収入又は不動産収入 【B】	円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。			
	年金収入 【C】	円	※公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。			
	収入合計額 【A + B + C】	円	※【A】～【C】の収入額の合計額をご記入ください。			

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。

※上記以外の収入については記入不要です。

↓ × 12

③-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（配偶者等）	円
---------------	---

④ ③-1（申請者）の年間収入見込額が③-2（配偶者等）より高いことを確認して、申請者について限度額を記入してください。

非課税相当収入限度額	円
------------	---

※③-1（申請者）の年間収入見込額が③-2（配偶者等）より高いことを確認して、申請者について非課税相当収入限度額を記入してください。

※限度額は、下の早見表から、申請者の申請時点の「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。

※申請者が申請時点で、障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税収入限度額は204.3万円としてください。

※給与収入、事業収入等、いずれの収入についても以下の早見表を利用してください。

＜早見表＞

世帯の人数（注）	非課税相当収入限度額
2人（例）夫婦子1人	147.9万円
3人（例）夫婦子1人	189.9万円
4人（例）夫婦子2人	235.5万円
5人（例）夫婦子3人	281.5万円
6人（例）夫婦子4人	327.1万円

(注)世帯人数は、以下の合計人数です。

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者（前年の収入金額103万円以下の者）
- ・扶養親族（16歳未満の者も含む）

→【要件2】申請者について、③-1 年間収入見込額が ④非課税相当収入限度額以下であること。

※【要件2】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となる場合があります。

（裏面に続きます）

【確認事項】（各項目のチェック欄（□）に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。）

- 【要件】に該当します。 収入額が分かる書類（給与明細書や年金額改定通知書等）を提出しています。
(注) 収入が0円の場合は、別途、自身の収入の状況等の詳細について記載した申立書の提出を求める場合があります。
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 本申立の内容に相違ありません。

年　　月　　日

申請者氏名

配偶者等氏名

簡易な所得見込額の申立書 【家計急変者】

ひとり親世帯以外の
低所得の子育て世帯分

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）申請書」と一緒にご提出ください。
- 次の【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

① 下記にチェック（☑）してください。

食費等の物価高騰の影響により、家計が急変しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。

※申請者（③-1、③-2で所得が高い方）が食費等の物価高騰の影響で、家計が急変した場合にチェックしてください。

②-1 申請者の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和 ____ 年 ____ 月							注意事項
収入	給与収入 【A】						円 ※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入 【B】						円 ※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入 【C】						円 ※公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A + B + C】							円 ※【A】～【C】の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。

※上記以外の収入については記入不要です。

× 12

③-1 申請者の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（申請者）		円
--------------	--	---

②-2 配偶者等の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和 ____ 年 ____ 月（※基本的に②申請者と同じ「年月」としてください）							注意事項
収入	給与収入 【A】						円 ※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入 【B】						円 ※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入 【C】						円 ※公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A + B + C】							円 ※【A】～【C】の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。

※上記以外の収入については記入不要です。

× 12

③-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（配偶者等）		円
---------------	--	---

（参考：非課税相当収入限度額）

<早見表>

世帯の人数（注）	非課税相当収入限度額
2人（例）夫婦子1人	147.9万円
3人（例）夫婦子1人	190.0万円
4人（例）夫婦子2人	235.6万円
5人（例）夫婦子3人	281.6万円
6人（例）夫婦子4人	327.2万円

(注)世帯人数は、以下の合計人数です。

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者（前年の収入金額103万円以下の者）
- ・扶養親族（16歳未満の者も含む）

（裏面に続きます）

④【要件2】に該当するか確認してください。

(1) 次のフローチャートにより、要件2を確認してください。

(1) 申請者及び配偶者等それぞれの③の年間収入見込額をご記入ください。

収入	(申請者) 収入額	円	(配偶者等) 収入額	円
----	-----------	---	------------	---

(2) (1) 年間収入見込額のうち、給与収入にかかる給与所得控除の見込額(12か月分)をご記入ください。

控除	(申請者) 給与所得控除額	円	(配偶者等) 給与所得控除額	円
----	------------------	---	-------------------	---

給与所得控除

※右の算定式より控除額を計算の上、ご記入ください。

①Aの額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円

②Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% - 10万円

③Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30% + 8万円

④Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20% + 44万円

(3) (1) 年間収入見込額のうち、事業収入、不動産収入にかかる必要経費の見込額(12か月分)をご記入ください。

控除	(申請者) 事業収入等の経費	円	(配偶者等) 事業収入等の経費	円
----	-------------------	---	--------------------	---

事業収入等の経費

①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。

②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

(4) (1) 年間収入見込額のうち、公的年金等収入にかかる公的年金等控除の見込額(12か月分)をご記入ください。

控除	(申請者) 公的年金等控除	円	(配偶者等) 公的年金等控除	円
----	------------------	---	-------------------	---

公的年金等控除

※右の算定式より控除額を計算の上、ご記入ください。

(65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額

: 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額

: 60万円超130万円未満 → 60万円

: 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円

: 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円

(65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額

: 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額

: 110万円超330万円未満 → 110万円

: 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円

: 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円

(5) 年間所得見込額を計算の上、ご記入ください。 (5) = (1) - ((2) + (3) + (4))

所得見込	(申請者) 年間所得見込額	円	(配偶者等) 年間所得見込額	円
------	------------------	---	-------------------	---

(6) 申請者の方が(5)の金額が高いことを確認し、申請者の申請時点の世帯状況に応じた非課税所得限度額をご記入ください。

非課税 相当額	(申請者) 非課税所得限度額	円
------------	-------------------	---

※「申請者」と「配偶者等」の(5)年間所得見込額を比べ、申請者の方が高いことを確認してください。また、申請者について非課税所得限度額を記入してください。

※限度額は右の早見表から、申請時点の申請者についての「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。

※世帯人数は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

※申請者が申請時点で、障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合には、非課税所得限度額は135万円としてください。

〈早見表〉

世帯の人数	非課税所得限度額
2人 (例) 夫(婦)子1人	92.9万円
3人 (例) 夫婦子1人	124.9万円
4人 (例) 夫婦子2人	156.9万円
5人 (例) 夫婦子3人	188.9万円
6人 (例) 夫婦子4人	220.9万円

→【要件2】申請者(所得が高い方)の(5)年間所得見込額が(6)非課税所得限度額以下であること。

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。)

- 【所得要件】に該当します。 収入額が分かる書類(給与明細書や年金額改定通知書等)を提出しています。
(注) 収入が0円の場合は、別途、自身の収入の状況等の詳細について記載した申立書の提出を求める場合があります。
- 控除額が分かる書類(帳簿等)を提出しています。(表面の【B】欄に記入した場合のみ)
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の所得見込額が非課税所得限度額上回ることが明らかであるものではありません。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村等が必要な住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

年　月　日

申請者氏名

配偶者等氏名